

平成 30 年 5 月 14 日

愛知県知事 大村 秀章 様

**【救済申し立て者】**

愛知障害フォーラム（ADF）

事務局長 辻 直哉

**名古屋城天守木造復元事業に対し、愛知県障害者差別解消推進条例に基づく知事による助言、あっせん又は指導等の救済申し立て**

日頃より、障害者福祉の推進にご尽力頂きありがとうございます。

さて、この度、名古屋市が名古屋城木造複合天守閣のバリアフリー化に関して、多くの障害者がエレベーター設置の必要性を求めているにも関わらず、「史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする」との基本方針を出しました。

このことは、我が国が 2014 年に批准した障害者権利条約に違反をしており、国の障害者差別解消法にも違反をしています。

そして、愛知県障害者差別解消推進条例においても、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と明記されており、名古屋市の方針は不当な差別的取扱いといえます。

また県条例第 4 条では「県は、市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むものとする」と県の責務が明記されており、名古屋市の方針に対して何らかの措置を取るべきであると考えます。

そして、この間の名古屋城木造複合天守閣のバリアフリー化に関する新聞・テレビ等の報道によって、ネット等で匿名の方たちより、「障害者は自分勝手すぎる」、「クレイマー」等の言われなき誹謗中傷を受けており、名古屋市の方針が「差別・偏見・人権侵害」を助長しているといえます。

つきましては名古屋市に対して、愛知県障害者差別解消推進条例第 13 条に基づき、知事による助言、あっせん又は指導を強く求めます。